

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)平成29年度第4四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	鶴見斎場ガス吸収式冷温水機整備業務委託	機械設備等 保守点検	テクノ矢崎(株)	7,938,000	平成30年1月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	此花屋内プール中央監視装置整備業務委託	機械設備等 保守点検	アズビル(株)	5,940,000	平成30年1月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	西部環境事業センター 排水処理設備騒音機整備業務委託	機械設備等 保守点検	オルガノプラントサービス(株)	5,648,400	平成30年1月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
4	環境保全関係業務処理システムに係る大防法改正(水銀関係)対応業務委託	機械設備等 保守点検	富士通エフ・アイ・ピー(株)	3,153,600	平成30年1月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	大阪市立葬祭場ガス吸収式冷温水機整備業務委託	機械設備等 保守点検	パナソニック産機システムズ(株)	10,640,160	平成30年1月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
6	中浜流注場 破碎ポンプ点検整備業務委託	機械設備等 保守点検	ハスクバーナ・ゼノア(株)	1,603,800	平成30年3月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
7	住之江総合会館駐車場ゲート設備整備業務委託	機械設備等 保守点検	(株)青菱コミュニティ	1,944,000	平成30年3月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見斎場 ガス吸収式冷温水機整備業務委託

2 契約の相手方

テクノ矢崎（株）

3 随意契約理由

本業務は鶴見斎場（以下、「当該施設」という。）におけるガス吸収式冷温水機（以下、「当該設備」という。）の経年劣化により性能低下を起こしていることから、当該設備の劣化部品について整備を行い、当該設備の性能復旧を図るものである。

当該施設に設置されている当該設備については矢崎エナジーシステム（株）が独自の技術により製造したものであり、本業務については、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本業務に対して整備技術の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があること、また、整備後の当該機器の性能、作動状態、耐寿命に対して保証することができないことから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は矢崎エナジーシステム（株）の製品について専属でサービス及びメンテナンスを行っているテクノ矢崎（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（電話番号06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

此花総合センタービル 中央監視装置整備業務委託

2 契約の相手方

アズビル (株)

3 随意契約理由

本業務は、此花総合センタービルに設置された中央監視装置について経年劣化していることから整備業務を行うものである。

本装置は、監視装置本体、変換装置、制御ソフトウェア、通信ネットワークからなる複合装置で、受変電設備等の電力設備監視制御、空調設備、衛生設備等の動力設備監視制御及び、防災設備警報表示などの役割を果たす機器であり、これらの動作をプログラムに組み込んだ特殊仕様の装置であるが、今回の整備については中央監視装置本体の取替及び周辺機器との動作調整を行い、正常な状態に復旧する必要があるため、当該装置が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

本装置は、監視装置本体、変換装置、制御ソフトウェア、通信ネットワーク等の機器構成及び制御方法、ソフトウェア等についてはアズビル (株) の独自の設計に基づき製造されているため、当該設備を製造した会社以外では、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があり、製造物責任の所在を明確にする観点からも他社に整備を行わせることはきわめて困難であり、かつ、整備後の当該機器の性能、作動状態、耐寿命に対して製造事業者でなければ整備を行うことは保証することができないことから、製造事業者であるアズビル (株) と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

西部環境事業センター 排水処理設備搔寄機整備業務委託

2 契約の相手方

オルガノプラントサービス(株)

3 随意契約理由

本業務は、西部環境事業センターの排水処理設備の機器のうち搔寄機について経年劣化していることから整備業務を行うものである。

本設備は、ごみ収集車を洗車場で洗浄したときに発生する排水を下水道に放流する際に、雑物などを分離・除去し下水道法による水質基準値を順守するための設備であり、オルガノプラントサービス(株)が独自の技術により設計・製造したものである。

本業務の実施にあたっては、当該設備機器を正常な状態に復旧する必要があることから、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。このような条件を満たすためには、当該設備を設計・製造した会社以外では、本業務に対して整備技術の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があること、また、整備後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命に対して保証することができないことから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者であるオルガノプラントサービス(株)と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

環境保全関係業務処理システムに係る大防法改正（水銀関係）対応業務委託

2 契約の相手方

富士通エフ・アイ・ピー（株）

3 随意契約理由

本システムは、富士通エフ・アイ・ピー（株）が開発・製造したパッケージソフトをベースに、本市向けにカスタマイズして構築されたシステムであり、同社が導入及び設定作業を実施している。

本業務は、大気汚染防止法が改正（水銀排出施設が追加）されたことに伴うシステム改修である。本業務の実施にあたっては、本システムのプログラム構造を熟知し、プログラム製作から一貫した責任と性能についての保証を持つ必要があり、同社は上記を実施できる唯一の業者であることから、同社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 環境保全対策グループ
(電話番号 06-6615-7924)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立葬祭場 ガス吸収式冷温水機整備業務委託

2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ（株）

3 随意契約理由

本業務は大阪市立葬祭場（以下、「当該施設」という。）におけるガス吸収式冷温水機（以下、「当該設備」という。）の経年劣化により性能低下を起していることから、当該設備の劣化部品について整備を行い、当該設備の性能復旧を図るものである。

当該施設に設置されている当該設備については三洋電機（株）が独自の技術により製造したものであり、本業務については、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本業務に対して整備技術の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があること、また、整備後の当該機器の性能、作動状態、耐寿命に対して保証することができないことから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は三洋電機（株）の製品について専属でサービス及びメンテナンスを行っているパナソニック産機システムズ（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（電話番号06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

中浜流注場 破砕ポンプ点検整備業務委託

2 契約相手方

ハスクバーナ・ゼノア株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は中浜流注場に設置の浄化槽汚泥破砕ポンプ並びに、し尿破砕ポンプの経年劣化による性能低下により点検整備するものである。

当該破砕ポンプは、ハスクバーナ・ゼノア株式会社が設計・製造をしたものであり、点検整備に関しては単なる部品交換でなく、ポンプ内の破砕刃部の隙間調整等が必要でこの良否により後段の処理能力に影響を及ぼすなど、破砕ポンプの有する特性を理論的・経験的に十分把握した上で行なう必要がある。

このような条件を満たすためには本破砕ポンプを設計・製造した会社以外では本点検整備に対して技術面の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること、また整備後の性能に対して保証することができないことから、本点検整備に対して一貫して責任を持たせることができる業者はハスクバーナ・ゼノア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3374)

随意契約理由書

1 案件名称

住之江総合会館 駐車場ゲート設備整備業務委託

2 契約の相手方

(株)青菱コミュニティ 代表取締役 小野 範明

3 随意契約理由

本業務は住之江総合会館に設置している駐車場ゲート設備の全自動精算機において駐車券や紙幣の詰まりなどの不具合が多発することから設備の整備を行うものである。

本設備は、カーゲート、駐車券発行機、全自動精算機、ループコイルで構成されており、製造者独自の技術により製造されたものであり、今回の整備については全自動精算機の取替及び既存機器との動作調整を行い、正常な状態に復旧する必要があるため、当該装置が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、製造者以外では整備技術面の対応が不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、製造物責任の所在を明確にする観点からも他社に整備を行わせることはきわめて困難であり、かつ、整備後の当該機器の性能、作動状態、耐寿命に対して製造事業者でなければ整備を行い保証することができないことから、三菱プレジジョン(株)製品について専属でサービス及びメンテナンスをしている(株)青菱コミュニティのみである。

上記理由により(株)青菱コミュニティと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3375)